

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		高額障害福祉サービス費の支給決定
根拠条例・規則等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
条 項		第 7 6 条 の 2
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (電話：048-829-1305)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>世帯において合算した利用者負担額が、高額障害福祉サービス費算定基準額を超える場合に、高額障害福祉サービス費を支給する。</p> <p>(1) 合算の対象となる費用</p> <p>① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等(介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費)に係る利用者負担額</p> <p>② 介護保険の利用者負担額(高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された費用を除く)。ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している 場合に限る。</p> <p>③ 児童福祉法に基づく障害児通所支援給付費等に係る利用者負担額</p> <p>④ 補装具に係る利用者負担額</p> <p>(2) 高額障害福祉サービス費算定基準額</p> <p>① 市町村民税課税世帯に属する者 37,200円</p> <p>② 市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯に属する者 0円</p>
	設定等年月日	平成18年4月1日設定 平成24年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	150日(基準(1)が確定するのが120日、その後審査を開始して30日)
	設定等年月日	平成18年4月1日設定 年 月 日最終改正
備 考		